

所得税・市県民税の申告はお早めに

主な申告例

令和2年1月1日～令和2年12月31日に次の①～⑤に該当する所得があった、又は⑥、⑦に該当する人は申告が必要です。

ただし、申告義務がない人でも、申告をすることにより所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。

- ①営業、農業、不動産等の所得
- ②2カ所以上からの給与
- ③生命保険契約等に基づく満期及び解約等による所得
- ④所得税の源泉徴収がされていない賃金
- ⑤土地、建物等の譲渡所得
- ⑥源泉徴収制度の対象となっていない年金(外国年金等)を受給している
- ⑦公的年金等(遺族年金や障害者年金を除く)の所得があり、各種所得控除を受ける

※公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等以外の所得が20万円以下の人は、所得税の確定申告は不要ですが、各種所得控除を受ける人は、市民税・県民税の申告が必要です。

申告書の発送・配布

昨年の状況に基づき、1月25日(月)に市民税・県民税申告書を市役所から発送します。なお、原則として確定申告書は送付しません。

申告に必要なもの(主な例)

- ②～⑤の書類はいずれも原本が必要です。
- ①本人確認書類(マイナンバー(個人番号)が分かるものの写し及び身元確認書類の写し)
- ※マイナンバーカードを持っている人はマイナンバーカード表裏の写しのみ。なお、刈谷税務署以外で申告する人は申告書に本人確認書類の写しを添付する必要があります。
- ※通知カードは昨年5月に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名・住所等が住民票に記載されている内容と一致する場合に限り、引き続き確認書類として利用できます。
- ②源泉徴収票等、収入金額がわかるもの(必要に応じ、配偶者のもの)
- ③生命保険料、地震保険料、損害保険料等の控除証明書

④社会保険料の支払明細書又は領収書

※国民健康保険税及び介護保険料、後期高齢者医療保険料の支払明細書は、該当者へ市役所から1月21日(木)に発送します(年金から天引きされている人は、源泉徴収票に金額が記載されています)。国民年金保険料については、刈谷年金事務所で、支払証明書の交付を受けてください。

- ⑤医療費の明細書(右ページ「申告に関する主な制度について」参照)
- ⑥認め印
- ⑦申告者本人名義の口座(金融機関名、支店名、口座番号)がわかるもの(通帳等)
- ⑧**筆記用具**
- ⑨確定申告のお知らせ(はがき又は通知書。届いた人のみ)

申告書の提出

市民税・県民税申告書は市役所へ、確定申告書は刈谷税務署へ提出してください。確定申告書の控えに収受印が必要な場合は切手を貼った返信用封筒を同封して刈谷税務署へ郵送してください。

■インターネットによる申告をご利用ください

申告は国税電子申告・納税システム[e-Tax]の利用が便利です。e-Taxを利用すると、パソコン・スマートフォン・タブレット端末で作成した確定申告書を送信できます。詳細は国税庁HP(右記QRコード参照)を確認してください。



■次の申告相談は刈谷税務署へ

- ①令和元年分以前の所得税の申告
- ②営業・農業・不動産所得の申告
- ③土地・建物・株式等の譲渡所得の申告
- ④申告分離課税を選択する上場株式等の配当所得、先物取引による雑所得、仮想通貨の売却・使用による所得の申告
- ⑤相続・贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金の申告
- ⑥贈与税・相続税・消費税の申告
- ⑦住宅借入金等特別控除の申告のうち、最初の年・借換え・連帯債務・再適用の申告
- ⑧住宅耐震(特定)改修、認定長期優良住宅等に係る特別控除の申告
- ⑨海外に居住している親族を控除対象扶養親族として追加する申告

申告会場

いずれの会場も新型コロナウイルス感染症対策として、来場の際には、マスクの着用、検温、連絡先の記載、入口等でのアルコール消毒等をお願いします。発熱が確認された人、感染症対策に協力していただけない人は、入場できません。

■刈谷税務署での申告

会場への入場には入場整理券が必要です。入場整理券は、当日税務署で配布しますが、相談可能人数に達した時点で受付を終了します。

入場整理券は、オンラインで入手できる仕組みも導入する予定です。今後、国税庁HP等で案内します。

●**開設期間** 2月16日(火)～3月15日(月)午前9時～午後5時(土)(日)(祝を除く。2月21日(日)・28日(日)は開設)
 ※**今回の確定申告では、公的年金受給者を主な対象として、2月16日より前の平日に申告相談を受け付けています。**

■市役所・市内3会場での申告

市役所会場の駐車場は市役所西駐車場(さくら庁舎隣)又は市役所立体駐車場(市役所前)を利用してください。立体駐車場の利用料金は3時間以内は無料、3時間を超過した場合は30分までごとに100円です。

※申告時点で安城市に住民登録のない人は、住民登録のある市町村から税務署で申告してください。

●**開催日・会場・受付時間** 右表のとおり

市役所及び市内3会場での申告日程

●**受付時間** 午前9時～午後3時(例年と異なりますので注意してください)

開催日	会場
1月28日(木)	桜井福祉センター
1月29日(金)	※桜井公民館ではありません。
2月2日(火)	北部公民館
2月3日(水)	
2月4日(木)	明祥公民館
2月5日(金)	
2月16日(火)～3月15日(月)	市役所大会議室(本庁舎3階)

※市役所会場でエレベーターを使用する場合は、北庁舎玄関を利用してください。
 ※住んでいる地域にかかわらず、いずれの会場も利用できます。

会場での新型コロナウイルス感染症対策

例年いずれの会場も、初日や開場直後は大変混雑します。混雑を避けた来場をお願いします。会場では番号札を配布し、面接時間を指定します。また、待合室での混雑を避けるために、待合席を例年より大幅に減らします。指定の時間になるまで、自宅や自家用車での待機をお願いします。

今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、申告会場が変更になる場合があります。最新の情報は市HPに掲載します。

申告に関する主な制度について

◆上場株式の配当について

所得税の確定申告書等において「上場株式等に係る配当所得」又は「上場株式等に係る譲渡所得」を、総合課税又は申告分離課税として申告した場合は、市民税・県民税も同様にその課税方法が適用されます。ただし、市民税・県民税の納税通知書が届く日までに、確定申告書とは別に市民税・県民税申告書を提出することで、所得税と異なる課税方法を選択することができます。市民税・県民税の納税通知書が届く日までに、確定申告において申告しなかった場合は、申告不要制度を選択したものとみなされます。

◆医療費控除について

「**医療費控除の明細書**」の添付が必要です。今年の確定申告から**医療費の領収書の添付又は提示によることはできません**。なお、医療費の領収書は5年間保存する必要があります。また、医療保険者から交付を受けた医療費通知(健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」等)を添付すると、明細の記入を省略できます。

◆要介護認定を受けている人の控除について

①**障害者控除対象者認定書**
 身体障害者手帳等の交付を受けていない要介護者で、障害者に

準ずる人であると認められると、市発行の認定書で障害者控除を受けることができます。

②**おむつ代の医療費控除確認書**
 おむつ代を医療費控除の対象とする場合は医師発行のおむつ使用証明書が必要ですが、昨年の申告でおむつ使用証明書を提出した人は、市発行の確認書でこれに代えられる場合があります。

●**対象者** 要介護認定1～5の人で①➡65歳以上の人 ②➡寝たきり状態で、昨年も同様の申告をした人
 ●**申込み** 高齢福祉課(☎71)2223)
 ※認定書、確認書は申込み後1週間程度で送付します。